登米市障害者計画策定

基本理念

〜 だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち　とめ 〜

市では、「登米市障害者計画」を平成19年３月に策定しました。この計画は、本市における障害者の状況などを踏まえた、障害者のための施策に関して定めており、障害者施策を総合的に取り組むための基本となります。障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と、各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量や、その確保のための方策などが盛り込まれています。

【計画の期間】

平成18年度から23年度までの６カ年で、サービスの具体的な目標を定めてその実現を目指します。計画の中では、20年度までを第１期障害福祉計画と位置付けて、障害の程度に応じたサービスの数値目標を設定します。さらに第１期の実績を踏まえた第２期計画を策定して、さまざまな施策を展開していきます。

【計画の体系と主な施策】

基本理念に基づき、次の計画体系に沿って施策を展開していきます。

だれもが自分らしく笑顔で暮らせるまち　とめ ▶

- 人と人とが支え合うまち
  - 啓発・広報
    - ❶啓発・広報活動の推進
    - ❷福祉教育の推進
    - ❸交流・ふれあいの推進
  - 教育・育成
    - ❶就学支援・療育体制の充実
    - ❷学校教育の充実と推進
    - ❸社会教育の充実と生涯学習の推進
    - ❹放課後教育の確保
  - 雇用・就業
    - ❶雇用の促進と安定
    - ❷職業能力の開発
- 地域で活き活きと生活できるまち
  - 保健・医療
    - ❶障害の予防と健康づくりの推進
    - ❷医療およびリハビリテーションの充実
    - ❸保健・医療・福祉・教育の連携
    - ❹精神障害施策の推進
  - 福　　祉
    - ❶生活安定のための援助の充実
    - ❷権利擁護・成年後見制度の利用促進
    - ❸地域福祉活動の充実
- 自己実現できるまち
  - ひとづくり
    - ❶専門従事者の育成・確保
    - ❷ボランティア活動の推進
    - ❸研修体制の充実
    - ❹国際交流の推進
  - スポーツ・レクリエーション文化活動
    - ❶スポーツ・レクリエーション活動の振興
    - ❷文化活動の推進
- 安全で安心して暮らせるまち
  - まちづくり
    - ❶ひとにやさしいまちづくりの推進
    - ❷住宅・生活環境の整備
    - ❸行動圏の拡大
    - ❹防災・防犯対策の充実
    - ❺情報対策の充実
    - ❻観光環境の整備

【自立支援法による障害福祉サービス】

新たな事業体系によって提供される障害福祉サービスを、質・量ともに安定した供給ができるように努めます。

（１）自立支援給付

事業項目		事業内容
訪問系	居宅介護（ホームヘルプサービス）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人が対象です。自宅で入浴や排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動支援	知的障害や精神障害により、行動障害を有し常に介護が必要な人が対象です。行動するときに必要な介助や移動の補助を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人が対象です。居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、障害者支援施設などで入浴や排せつ、食事の介助、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常・社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、生産活動やそのほかの活動の機会を提供して、知識の習得や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（Ａ雇用型・Ｂ非雇用型）	一般就労が困難な人に、就労や生産活動、そのほかの活動の機会を提供して、知識の習得や能力向上のための訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活のお世話をします。
	児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間の施設入所ができます。
居住系	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む知的・精神障害のある人に、相談や日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	介護を必要とする知的・精神障害のある人を対象に、共同生活による入浴や排せつ、食事の介護を行います。
	施設入所支援	夜間に介護を必要とする身体・知的・精神障害のある人を対象に、入所施設において夜間における居住の場を提供します。
相談支援		障害福祉サービスの利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難で、一人暮らしの障害者に計画的なプログラムなど必要な相談支援を行います。

（２）地域生活支援事業

事業項目	事業内容
相談支援事業	障害のある人の保護者、介護者からの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの意思疎通に支障がある人のために、手話通訳者の設置や派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付または貸与して、自立した生活を送ることができるように支援します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者などに対して、日常生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加で外出するときに移動の支援を行います。
地域活動支援センター事業	利用者に創作的活動や生産活動の機会を提供して、社会との交流を進める事業を実施します。
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴することが困難な重度の障害者（児）の居宅を訪問して、入浴サービスを提供します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している身体障害者や、身体障害者授産施設などに入所している人に、更生訓練費を給付して社会復帰を促進します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者の更生援護に、熱意のある事業経営者など（職親）に委託することが適当とされた知的障害者を職親に預けて、生活指導や技能習得訓練などを行い、雇用の促進と就業の定着を高めていきます。
日中一時支援事業	日中に介護者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者へ、日中における活動の場を提供して、家族の就労支援や一時的な休息ができるように支援します
社会参加促進事業	社会参加を促進するために、手話奉仕員研修事業、自動車改造・運転免許取得費助成事業、福祉タクシー利用助成事業、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業、透析患者通院交通費助成事業、知的障害者社会参加推進事業を行います。

【問い合わせ】

福祉事務所生活福祉課　☎ 0220（58）5552